

フランスにおける信託的補充指定の 歴史的考察（4）

足 立 公 志 朗

序 本稿の課題

第1編 信託的補充指定の生成

第1章 ローマ法における補充指定と信託遺贈

（以上、神戸学院法学第43巻第3号）

第2章 遺言の復活と信託的補充指定の成立

（以上、神戸学院法学第44巻第1号）

第2編 信託的補充指定の変遷

第1章 複数階位の信託的補充指定の展開

（以上、神戸学院法学第44巻第2号）

第2章 一階位限りの補充指定とその周辺（以上、本号）

第3章 フランス革命期の動きとフランス民法典制定

むすびに代えて

第2章 一階位限りの補充指定とその周辺（18世紀）

前章で検討した長期間の補充指定（段階的補充指定）は、遺言等において一定の財産の帰趨を事前に定めることによって、その財産を一族の中に維持するというものであった。段階的補充指定を用いることによって、長期間にわたり、無遺言相続が妥当する余地を排除し、しかも、一定の財産を1人の相続人に集中させると共に、その財産を一族の中に釘付けにするのである。^(1, 2)しかし、時の経過と共に、段階的補充指定に対する関心は薄れた。その代わりに用いられるようになったのが、一階位限

(3)
りの補充指定である。本章では主に18世紀のトゥールーズにおける一階位限りの短期間の信託的補充指定を検討する。

まずは、本章で登場する主要な類型を鳥瞰的に示す。基本類型は、単に被指定者1階位のみを指定する類型であり、本稿では「返戻負担付相続人指定 (institution à la charge de rendre)」と呼ぶ。後に指摘するように、返戻負担付相続人指定は一族からの財産流出の阻止を主な目的としている。

ところで、信託的補充指定においては、継伝義務者に負担が課されるため、継伝義務者の義務分を信託的補充指定の目的にすることはできない。しかし、継伝義務者が浪費をする場合に、義務分を含む継伝義務者の全相続分を用益権に減ずる補充指定が存在する。これを「恩恵的補充指定 (substitution officieuse)」と呼ぶ。恩恵的補充指定は廃除 (exhérédation) と親和性を有するが、信託的補充指定の対象財産の量に関する特殊な類型として位置づけられる。以上とは逆に、継伝義務者に対象財産の処分を認め、義務者死亡時に残存する財産のみを被指定者に返戻させる場合がある。これを「残存物信託遺贈 (fidéicommiss de residuo ou de eo quod supererit)」と呼ぶ。

次に、以上の類型とは次元の異なる類型として「相互的補充指定 (substitution réciproque)」と「簡略的補充指定 (substitution compendieuse)」が挙げられる。「相互的補充指定」とは、複数の相続人を指定すると共に、一方の相続人が死亡した場合に、他方の相続人を先に死亡した者のための被指定者にする補充指定である。これは、受益者の指定に関する特殊な類型であり、信託的補充指定で頻繁に用いられた。これ

(1) 本号掲載分において引用する主要な文献は末尾に掲げる。引用する際は各文献に付された略号を用いる。

(2) その典型的な例は、足立公志朗 [2014-3], pp. 445 et s. を参照。

(3) 信託的補充指定の全体の数における、一階位限りの補充指定が占める量については、前章末尾の表3-1-1 (足立公志朗 [2014-3], p. 504) を参照。

に対して、「簡略的補充指定」は、あえて簡略な文言を用いることによって、普通補充指定・未成熟者のための補充指定・準未成熟者補充指定・信託的補充指定のいずれかの効果を実現しようとするものである。

本章では、これらの補充指定につき、主に Augustin [1980] の第 2 部（「補充指定と家庭（ménage）の利益保護」）と第 3 部に依拠して検討する。

第 1 節では、返戻負担付相続人指定を中心に、相互的補充指定と簡略的補充指定を検討し、一階位限りの補充指定の基本的な用法を示す。

一階位限りの補充指定が用いられるようになると、信託的補充指定と用益権との相違点が問題となる。そこで、第 2 節では、用益権と信託的補充指定とが絡み合う、恩惠的補充指定を検討すると共に、継伝義務者と用益権者との権能の差異について論じる。恩惠的補充指定には、1804 年のフランス民法典における「許容される補充指定」との関連性があるため、その検討の準備となる。

第 3 節では、残存物信託遺贈の用法と残存物信託遺贈における継伝義務者の権能を検討することにより、継伝義務者に処分権能を認めると同時に、一族からの財産流出を阻止することも目指されていたことを示す。

第 1 節 一階位限りの補充指定の構造

A. 内容

一階位限りの補充指定の最も単純なものは、単に被指定者を 1 階位に限った信託的補充指定であり、「返戻負担付相続人指定」の名の下に検討する (1)。それに続けて、2 では「相互的補充指定」を、3 では「簡略的補充指定」を検討する。

なお、相互的補充指定は被指定者の指定に関する特殊な類型であり、また、簡略的補充指定は文言についての特殊な類型であって、一階位限りの補充指定にしか結びつかない訳ではない。しかし、Augustin [1980] は一階位限りの補充指定に結びつけて検討しており、また、両者とも 18

世紀のツールーズにおいて無視できない役割を果たしているため、本節で検討する。

1. 返戻負担付相続人指定⁽⁴⁾

〔概要〕

「返戻負担付相続人指定 (institution à la charge de rendre)」は、被指定者を1階位に限って指定する信託的補充指定であり、単純信託的補充指定 (substitution fidéicommissaire simple) と呼ばれることもある。つまり、継伝義務者たる相続人を指定した後で、その継伝義務者の死亡時に備えて、被指定者を補充的に相続人指定するのである⁽⁵⁾。もちろん、相続人指定に限らず、遺贈と組み合わせることも可能である。使用頻度は非常に高く、ツールーズでは信託的補充指定の半数以上を占めていた⁽⁶⁾。

返戻負担付相続人指定における登場人物には一定の傾向が見られる。一方で、長男を継伝義務者に、継伝義務者の長男を被指定者に指定したり、自身の兄弟を継伝義務者に、自身の甥を被指定者に指定したりするように、1804年民法典の「許容される補充指定」を連想させる類型が存在する。しかし、このような使い方をすることは少なく、むしろ、返戻負担付相続人指定の典型例は、生存配偶者（特に妻）を継伝義務者とする

(4) 以下の記述は、Augustin [1980], pp. 134 et s. を参考にしている。

(5) Thévenot d'Essaule [1778], n^{os} 333-334, p. 113.

(6) 前掲した表3-1-1 (足立公志朗 [2014-3], p. 504) によると、1719年-1720年から1764年-1765年に至るまで、返戻負担付相続人指定の数が信託的補充指定の総数の半数以上を占めている。

(7) Augustin [1980], p. 140.

(8) 「許容される補充指定」は、原則として自身の子を継伝義務者に、継伝義務者の全ての子を被指定者に指定することが認められており、本人に子がいない場合に限り、自身の兄弟姉妹を継伝義務者に、継伝義務者の全ての子を被指定者に指定することができた (2006年改正前の民法典旧1048条, 旧1049条)。

る類型である。⁽⁹⁾それでは、返戻負担付相続人指定の目的とは何か。

〔目的〕

返戻負担付相続人指定をなす目的は、主に2つ挙げられる。⁽¹⁰⁾第1は、一定の財産を保存することによる、年少の子の保護である。年少の子がいる場合に、信頼できる人間（例えば、生存配偶者）に財産を託するのがその典型である。すなわち、一定の財産につき、継伝義務者の生存中はこれを保存させた上で、その財産を用いて、或いは、その財産からの収益によって、年少の子を育てさせる。そして、最終的に、その財産をその子に帰属させる、というものである。ところで、この場合、継伝義務者たる生存配偶者に対する信頼が重要であるが、この信頼が一定の段階に達し、さらに、子に対する配偶者の権威を確保しようと思うのであれば、継伝義務者たる配偶者に選定権を与えることもある（「選定負担付相続人指定（*institution à charge de l'élire*）」）。⁽¹¹⁾複数の子の中から、被指定者になるべき者を継伝義務者に選ばせるのである。⁽¹²⁾

目的の2つめは、財産の流出防止である。夫婦間に子がいない場合において、妻を継伝義務者とした上で、甥を被指定者とするものが典型例である。つまり、妻の生存中は、遺産の利用を認めるけれども、夫婦間に子がいないためにその遺産が妻の家系に流れることは防ぎたいという場合、自身の家系の者を被指定者にすることによって、妻の死亡後は自身の家系にその遺産を戻すのである。

(9) Augustin [1980], p. 141. 夫が妻を継伝義務者に指定する例だけでなく、妻が夫を継伝義務者に指定する例も存在する (Augustin [1980], p. 141, note 5)。

(10) Augustin [1980], p. 141.

(11) 逆に、継伝義務者に対象財産の処分に関する一層多くの自由を与えようとするならば、残存物信託遺贈の利用が考えられる。残存物信託遺贈については本章第3節を参照。

(12) Augustin [1980], p. 148.

2. 相互的補充指定⁽¹³⁾

相互的補充指定は、複数の継伝義務者を、更に互いのために被指定者に指定するものである。例えば、次のような文言である。

「余Aは、BとCを相続人に指定し、その者の死亡時には、互いを被指定者とする。」⁽¹⁴⁾

これは、継伝義務者と被指定者の指定に関する特殊な形態に過ぎないので、既存の補充指定の類型に組み合わせられて用いられた。例えば、簡略的補充指定と組み合わせることもあれば、⁽¹⁵⁾信託的補充指定と組み合わせることもある。⁽¹⁶⁾

相互的補充指定の多数には「子なくして死亡したならば」などの条件が付される。⁽¹⁷⁾つまり、複数存在する子を継伝義務者に指定すると共に右のような条件を付することによって、継伝義務者に相続人が存在しない場合に備えるのであり、相互的補充指定が財産流出の防止のために用いられたことは明らかである。

3. 簡略的補充指定⁽¹⁸⁾

〔概要〕

簡略的補充指定は、その名の通り「簡略な用語で (en termes compen-

(13) 相互的補充指定は、既に第1編第2章で登場した(足立公志朗[2014-2], p. 106)。

(14) Thévenot d'Essaule [1778], n° 409, p. 133 に依拠した例である。

(15) Augustin [1980], p. 190. 但し、同所では具体的な文言は紹介されていない。

(16) Augustin[1980], pp. 190-191.

(17) 他にも、「25才よりも前に死亡したならば」、「婚姻せずに死亡したならば」などが挙げられる(Augustin[1980], pp. 189-190)。

(18) 簡略的補充指定は、既に第1編第2章で登場した(足立公志朗[2014-2], pp. 121-122)。

dieux)」なされた補充指定であり、直接的補充指定と信託的補充指定の両者を包含する。例えば、次のような文言である。

「余Aは、余の未成熟子Bを相続人に指定すると共に、その者が死亡する時はいかなる場合であれ (en quelque temps qu'il décède; quandocumque decesserit), 余は某Cを余の未成熟子Bのために補充指定する。」⁽¹⁹⁾

かかる例において、遺言者よりも前に相続人Bが死亡した場合、または相続人Bが相続を承認しない場合は、普通補充指定としての効力が生じる。相続人Bが遺言をなしうる年齢に達する前に死亡する場合は、未成熟者のための補充指定としての効力が生じ、相続人Bが精神病にかかっており、通常の状態を回復する前に死亡する場合は、準未成熟者補充指定としての効力が生じる。これに対して、相続人Bが成人後に死亡するならば、信託的補充指定としての効力が生じる。このように、意図的に曖昧な文言を用いることによって、その状況に最も適切な効果を得ようとするのである。⁽²⁰⁾

〔目的〕

簡略的補充指定にも、「もし子なくして死亡したならば」という条件が付されることが多かった。⁽²¹⁾例えば、次のような例である。1735年8月15日付けの、ジャック・シモナン、マルグリト・ベランジェ夫婦の遺言であり、当該夫婦の末子Bが婚姻するにあたり、財産の半分を贈与した上で、次のような条項を付した。

(19) Thévenot d'Essaule [1778], n° 435, pp. 141-142 に依拠した例である。

(20) Augustin [1980], p. 171.

(21) 以下の記述も含めて、Augustin [1980], pp. 181 et s. を参照。

「Bには、その婚姻に由来するいかなる子も娘もおらず、贈与された財産は、子がいなければ第三者の手に渡るかもしれないので、十分な財産を与え、かつ、その財産が一族に留まることを望み、遺言者〔夫婦〕は、その贈与された財産につきBのために、遺言者の長子であるCを補充指定する。それは、Bが正当な婚姻に由来する子なくして死亡する場合である。⁽²²⁾」

この例では、末子を継伝義務者に、長子を被指定者としているが、遺言の文言からも明らかな通り、末子に相続人がいない場合に備えて、一族の中に財産を留めることが目指されている。

B. 使用者

一階位限りの補充指定は、多くの社会階層で用いられた。例えば貴族は、自身の卑属等近親者の利益に配慮して、長期的な信託的補充指定の利用を控える一方で、その代替手段として一階位限りの補充指定を用いた。⁽²³⁾これに対して、大ブルジョワは、段階的補充指定に煮え湯を飲まされているが、⁽²⁴⁾短期的な補充指定であれば頻繁に利用していた。中小ブルジョワや比較的裕福な農民も、田舎であれば土地の保存は重要であるため、一族に土地を留めるために、一階位限りの補充指定を利用していた⁽²⁵⁾し、労働者や小規模農民といった者でさえ、補充指定を利用するほどの資産がないことの方が多いいえ、一定の資産を手に入れると補充指定を利用した。⁽²⁶⁾

(22) Augustin [1980], p. 181.

(23) Augustin [1980], p. 202. 一族の利益が後退する背景として、思想的な変化を挙げることもできると思われる。例えば、18世紀の思想家の中には、当事者の合意よりも家産や家格を優先した特権階層の婚姻を非難する者もあつたようである（有地亨 [1966], p. 282）。

(24) Augustin [1980], p. 221.

(25) Augustin [1980], p. 240.

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（４）

ここでは Augustin [1980] に従い、トゥールーズの各階層における補充指定の数を表で示す。この表は、租税記入記録簿（registres d'insinuation fiscale）に公証人正本（minutes de notaires）で補完したものである。この記録簿は、記録所（Enregistrement）が相続人からの申告を受け、記録簿に謄記をしたものである。前章において類似の表3-1-1（足立公志朗 [2014-3], p. 504）を掲げたが、ここで掲げる表には若干の違いがあり、登録者の職種に応じて複数の階層に分かれている。これは行為をなした者が属する職種につき、当該職種に就く者であれば保有すると思われる資産の多寡に応じて6つの階層に分けたものである⁽²⁷⁾。

それぞれの階層には、次のような者が属する。第1位は、高位聖職者（司教、大修道院長、参事会員）、称号や土地のある紳士、パルルマンの構成員、爵位のある貴族、重要都市に住む高位のブルジョワ、大商人、銀行家である。第2位は、比較的収入の少ない参事会員、主任司祭、通常の紳士、国王裁判所の役人、収税人、一般のブルジョワである。第3位は、法曹、重要都市の公衆衛生団体（corps de santé）構成員、芸術家、商人、職人である。第4位は、助任司祭、領主裁判所の役人、田舎町の公衆衛生団体構成員、商人、ブルジョワ、職人、耕作者（laboureur）、借地農（fermier）である。第5位は、労務者（manœuvre）⁽²⁸⁾や日雇労働者（journalier）、第6位は、田舎の日雇労働者である。

(26) Augustin [1980], p. 249. 前章で採り上げた1629年王令の125条は、下層民に関する規定を設けており、一部の者に対して補充指定の利用を禁じていた。しかし、本王令は登録されなかったとされる（Thévenot d'Essaule [1778], p. 466）。その条文は次の通りである（Isambert, tome 16, p. 262）。

「また、その信託遺贈が、非常に高価な貴石に対するものでなければ、動産に対しては存在することができないように。同様に、その信託遺贈が、補充指定及び信託遺贈の性質も効果も理解しないような粗野な者（personnes rustiques）の遺言においても存在することができないように。」

(27) この区切り方は、1722年9月29日の王宣を参考にしたものと説明されている（Augustin [1980], p. 196）。

この分類は、それほど厳密なものではなく、また、社会階層を厳密に反映しているわけでもない。しかし、その一端を表していることは確かであるため、Augustin [1980]はこの分類を採用している。⁽²⁹⁾以下でその表を示すが、ここでは便宜上、第1位と第2位をまとめて第1グループ、第3位と第4位をまとめて第2グループ、第5位と第6位をまとめて第3グループとしている。⁽³⁰⁾

この表における「信託的補充指定」の数には、段階的補充指定、返戻負担付相続人指定、簡略的補充指定、相互的補充指定、その他のものが含まれている。但し、段階的補充指定の数は、前章末尾の表3-1-1によるとそれほど数が多くないため、表3-2-1から表3-2-3における信託的補充指定の数は、概ね一階位限りの補充指定の数に相当する。

次に、以下の表から読み取りうる内容である。18世紀のトゥールーズでは、確かに、各階層で一階位限りの補充指定が利用されている。しかし、所有する財産の量が豊富な階層の方が、死因処分全体に占める補充指定の利用割合が高い。どの年においても、信託的補充指定の利用割合が最も高いのは第1グループであり（但し、1764年-65年においては、第1グループと第2グループの割合が逆転している）、最も低いのは第3グループである。しかも、どの階層においても、1747年王令が登録された1749年前後に利用割合が下がるが、第1グループは利用割合も絶対数も18世紀前半の水準に戻っている。⁽³¹⁾第2グループの利用割合も減少傾向にあるが、それでも1769年から1780年にかけて最低水準を記録した後には、利用割合は上昇に転じているし、信託的補充指定の数は常に20件以

(28) 以上は、Augustin [1980], p. 197 による。

(29) 職種の区切り方はもちろん、そもそも、この時代における都市と田舎の境界線は、それほど厳密ではないと考えられる (Augustin [1980], p. 198)。

(30) Augustin [1980], p. 199.

(31) 第1グループにおける信託的補充指定の利用割合は、1779年以降であれば30%以上を維持している。

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（4）

表3-2-1. 第1グループ

年	第1位		第2位		全体		%
	死因処分	信託的補	死因処分	信託的補	死因処分	信託的補	
1719-20	19	13	33	15	52	28	53.8
1724-25	26	16	30	9	56	25	44.6
1729-30	27	10	35	14	62	24	38.7
1734-35	24	10	26	12	50	22	44
1739-40	32	18	32	6	64	24	37.5
1744-45	24	10	37	11	61	21	34.4
1749-50	27	14	33	7	60	21	35
1754-55	40	12	33	8	73	20	27.4
1759-60	49	16	25	3	74	19	25.7
1764-65	31	6	17	2	48	8	16.7
1769-70	32	11	23	5	55	16	29.1
1774-75	37	8	37	10	74	18	24.3
1779-80	37	15	17	3	54	18	33.3
1784-85	52	22	24	3	76	25	32.9
1789-90	36	17	37	7	73	24	32.9

表3-2-2. 第2グループ

年	第3位		第4位		全体		%
	死因処分	信託的補	死因処分	信託的補	死因処分	信託的補	
1719-20	36	18	20	7	56	25	44.6
1724-25	84	36	13	6	97	42	43.3
1729-30	146	37	18	5	164	42	25.6
1734-35	89	23	39	5	128	28	21.9
1739-40	84	21	26	7	110	28	25.5
1744-45	59	13	35	4	94	17	18.1
1749-50	138	32	33	5	171	37	21.6
1754-55	110	34	26	2	136	36	26.5
1759-60	92	18	19	2	111	20	18
1764-65	98	19	23	3	121	22	18.2
1769-70	137	15	40	9	177	24	13.5
1774-75	146	23	42	5	188	28	14.9
1779-80	121	17	51	6	172	23	13.4
1784-85	136	22	32	2	168	24	14.3
1789-90	120	20	47	7	167	27	16.2

表3-2-3. 第3グループ

年	第5位		第6位		全体		%
	死因処分	信託的補	死因処分	信託的補	死因処分	信託的補	
1719-20	108	9	7	2	115	11	9.6
1724-25	44	12	13	2	57	14	24.6
1729-30	9	16	16	3	106	19	17.9
1734-35	113	26	30	2	143	28	19.6
1739-40	73	14	39	5	112	19	16.9
1744-45	86	7	33	6	119	13	10.9
1749-50	178	14	40	2	218	16	7.3
1754-55	107	6	45	3	152	9	5.9
1759-60	97	2	45	5	142	7	4.9
1764-65	108	7	45	4	153	11	7.2
1769-70	135	7	51	2	186	9	4.8
1774-75	124	12	54	2	178	14	7.9
1779-80	126	3	62	3	188	6	3.2
1784-85	125	8	50	1	175	9	5.1
1789-90	146	7	67	1	213	8	3.8

(注) 「信託的補」：信託的補充指定

「%」：(各グループにおける) その期間の死因処分全体に占める信託的補充指定の割合

(出典) 第1グループ：Augustin [1980], p. 225.

第2グループ：Augustin [1980], p. 242.

第3グループ：Augustin [1980], p. 250.

上を維持している。それに対して、第3グループの利用割合は高くなく、18世紀後半の減少傾向は顕著である。このように、一階位限りの補充指定は、比較的財産の少ない者にも利用されていたとはいえ、やはり、財産を多く有する者（貴族とは限らない）⁽³²⁾に利用される傾向が強かったようである。

以上を踏まえて、次節以下では一階位限りの補充指定とは異なるが、それに類似する処分を検討する。第2節では恩惠的補充指定、第3節で

(32) 信託的補充指定を貴族以外の者（ブルジョワや郊外の土地所有者等）が利用する理由は、貴族の行動の真似を好んだことであるという指摘も見られる（Augustin [1980], pp. 224 et 241）。

は残存物信託遺贈を採り上げる。

第２節 恩恵的補充指定

本節では恩恵的補充指定を検討する。恩恵的補充指定は、浪費する子の相続分を全て用益権に減じた上で、その子の子（本人からすると孫）に同じ財産の虚有権を与えるというものである。これまでに議論してきた信託的補充指定において、継伝義務者は対象財産の所有者となることが前提とされていた。これに対して、恩恵的補充指定においては、継伝義務者に所有権ではなく用益権が与えられる。かかる意味において恩恵的補充指定は信託的補充指定とは異なるが、後にフランス民法典が制定される際に参考にされるためここで採り上げる。

Aでは、恩恵的補充指定を検討する前提として、継伝義務者の法的地位を検討し、信託的補充指定の継伝義務者が所有者であると考えられていたことを確認した上で、所有者としての継伝義務者と用益権者との権能の差を抽出する。しかし、信託的補充指定と用益権の設定とは截然とした棲み分けがなされている訳でもない。Bでは、その例として「恩恵的補充指定（*substitution officieuse*；恩恵的廃除，恩恵的処分）」の内容を検討する。

A. 用益権と信託的補充指定との異同⁽³³⁾

1では、継伝義務者が対象財産に対して有する権利の性質について検討し、「所有者である」とする見解が18世紀には支配的であったことを確認する。それを踏まえて、2では、所有者たる継伝義務者が有する権能と用益権者の権能との差を検討する。

(33) 以下の記述は、主に Augustin [1980], pp. 361 et s. に依拠している。

1. 継伝義務者の権利の性質

信託の補充指定が設定され、継伝義務者が死亡すると、継伝義務者が対象財産についてなした行為は全て破棄され、対象財産が被指定者に承継される。この点で、継伝義務者の権能は重大な制約を受けるのであり、前章で検討した通り、階位数制限や公示に関する問題にもつながった。そして、この制約故に議論の対象になったのが、継伝義務者が対象財産に対して有する権利の性質である。一部の学説は、用益権者であるとしていたものの、完全な所有者であるとする見解が支配的であったと言われている⁽³⁴⁾。⁽³⁵⁾

〔用益権説〕

最初に挙げるのはリカール (Ricard)⁽³⁶⁾ である。リカールによると、義務者は用益権者である。用益権者である以上は、その収益に関わる費用を自身の名で負うことはなく、大修繕の費用や対象財産に関する費用は被指定者 (虚有権者) に請求可能であると述べる⁽³⁷⁾。また、義務者は所有者ではないため、対象財産の占有は義務者から被指定者に移るが、対象財産上の権利は「遺言者」から被指定者へ移ると説明する。⁽³⁸⁾

(34) 本来であれば、近代的な意味における「所有権」概念との差を意識する必要がある。とはいえ、本稿ではその点を厳密に探ることはできていない。今後の課題とする。

(35) Petitjean [1975], p. 325. また、18世紀の末には所有者説で争いがないと評価されている (Augustin [1980], p. 361)。

(36) リカール (Jean-Marie Ricard, 1622-1678) は、17世紀パリのパルルマン付弁護士であるが (Arabeyre et al. [2007], p. 666)、信託の補充指定に関する重要な作品を遺しており (本稿で扱う『直接的補充指定と信託の補充指定の二種類に関する概説』。Ricard [1713], pp. 244 et s.)、後の世代にも大きな影響を与えているので (Thévenot d'Essaule [1778], p. x (Préface) からも容易に窺うことができる)、あえてここで採り上げている。

(37) Ricard [1713], p. 525.

(38) Ricard [1713], p. 268. この点から、Augustin [1980], p. 362 は、リカールが義務者の有する権能を用益権と理解していると説明する。

しかし、リカールの立場は必ずしも明快ではなく、「所有に関する相続人〔継伝義務者〕の権利は、補充指定の開始によって完全に解消され破棄されたままとなる」とも述べている⁽³⁹⁾。用益権であるならば、それが終身の権利である以上、継伝義務者の「死亡」によって権利が消滅すると説明すれば足りるからである。つまり、継伝義務者が所有者であることを前提にしているようにも読めるのである。

〔所有権説〕

実際、リカールの見解の揺れは後の学説から批判される。例えば、テヴノ・デソール（Thévenot d'Essaule）は、継伝義務者は所有者であるとの見解を採用するが、その議論をリカールに対する批判から始めてい⁽⁴⁰⁾る。テヴノ・デソールによると、リカールの議論が錯綜していたため、実務はその影響を受けて、義務者は所有者であるにも拘わらず、義務者を「用益権者」と呼ぶ遺言や贈与が増えた。そのため、義務者の権能につき紛争が多発しているとのことであ⁽⁴¹⁾った。そして、次のように議論を続ける。義務者は、条件の成就までは完全な所有者であるため、完全な所有者として、その財産を自身の名で自身のために管理することができ⁽⁴²⁾る。逆に、被指定者は、条件が成就しない限り所有者にはならない⁽⁴³⁾。

(39) Ricard[1713], p. 268.

(40) もっとも、テヴノ・デソールのこの書物（Thévenot d'Essaule [1778]）自体がリカールを強く意識して著されたため、かかる議論は当然のこととも考えられる。

なお、Thévenot d'Essaule [1778] は、信託的補充指定に関する書物が非常に限られている中、リカールの手によるもの（Ricard [1713]）が難解であるために、より教科書的なものが求められており、それに応えるものとして著されている（Thévenot d'Essaule [1778] の「序文」を参照）。実際、同書は、19世紀末のカナダ・ケベックにおいて、下流カナダ民法典（Code Civil du Bas-Canada）の信託的補充指定を巡る諸々の注釈を付した上で再版されている（Thévenot d'Essaule [1888]）。

(41) Thévenot d'Essaule [1778], n° 553, p. 183.

このように、リコールより後の見解は、義務者が所有者であるとするものが支配的であると考えられている。⁽⁴⁴⁾例えば、慣習法地域ながらポティエ (Pothier)⁽⁴⁵⁾も同様の立場を採っており、義務者は、補充指定の開始まで対象財産の真の唯一の所有者であり、相続財産に関する一切の訴権が帰属する、と述べる。⁽⁴⁶⁾

しかし、継伝義務者が対象財産に対して有する権利を所有権と理解したとしても、その所有権には先に述べたような制約が課せられることも確かである。それでは、継伝義務者の有する権能と用益権者の権能との間にはどのような差があるのだろうか。

2. 権能における相違点

ここでは、Augustin [1980] に基づき、用益権者の権能と信託的補充指定における継伝義務者の権能との差を2つ示す。⁽⁴⁷⁾

(42) Thévenot d'Essaule [1778], n° 682, pp. 224-225.

(43) Thévenot d'Essaule [1778], n° 667, pp. 221-222.

(44) Augustin [1980], p. 363.

(45) 信託的補充指定における各当事者の法的地位は、次の3つの原則にまとめられている (Pothier [1821], pp. 408-409)。

「1° 補充指定開始前は、相続人或いはその他の継伝義務者は、対象財産の唯一の所有者である。

2° 継伝義務者は、対象財産の債務者であるのみならず、継伝義務者が対象不動産について有するこの所有の権利 (ce droit de propriété) は、不変の (incommutable) 所有権ではなく、補充指定の開始を生じさせるべき条件の成就によって、被指定者のために解除されうる所有権である。

3° 補充指定開始前は、被指定者は、対象財産に関して形成されたいかなる権利も有さず、単なる期待権を有するのみである。」

なお、継伝義務者の地位に関するポティエの見解は、既に石綿はる美 [2014-5], pp. 1383 et s. において検討されている。

(46) Pothier [1821], p. 409.

(47) Augustin [1980], p. 363 に依拠する。

〔継伝義務者の権能の方が大きい〕

まず、用益権者は、他人の物を使用収益しているにすぎないため、濫用的な収益や、目的物の改変をすることができない⁽⁴⁸⁾。これに対して、継伝義務者は、対象財産の所有者であって他人の物を利用しているわけではないため、その改変も可能である。しかも、遺言者は継伝義務者が有する権能を拡大することができる。通常の信託的補充指定であれば、継伝義務者の死亡時に対象財産が全て（継伝義務者が生前に売却等の処分をした部分も含めて）被指定者に移転するのだが、遺言者は、継伝義務者が生前に処分した財産については、被指定者への移転の対象としないように定めることができる。この場合、継伝義務者が処分をしなかった残存物のみが被指定者に与えられるのであって、それ故「残存物信託遺贈」と呼ばれる。残存物信託遺贈は第３節で検討する。

〔継伝義務者には完全な所有者になる余地がある〕

次に、継伝義務者は対象財産の完全な所有者になりうる。確かに、継伝義務者の有する所有権には制約が付されている。継伝義務者が死亡すると対象財産は被指定者に返戻されるため、継伝義務者が対象財産について生前になした処分行為は、同人の死亡によって消滅する可能性がある。しかし、被指定者が死亡した場合や、信託的補充指定の開始に条件が付されており、その条件が成就しないことが確定した場合等、補充指定が開始しないならば、義務者はその時点で対象財産の完全な所有者になる⁽⁴⁹⁾。これに対して、用益権の場合、虚有権が別の人間に帰属しているため、（当然には）用益権者は所有者にならない。

このように、用益権者が有する用益権と継伝義務者が有する所有権と

(48) 例として、所有者に属する家屋を嵩上げしたり、森を耕作可能な土地に改変したりすることが挙げられている（Augustin [1980], p. 363）。

(49) Augustin [1980], p. 367. この場合、対象財産について継伝義務者がなした処分は、継伝義務者の死亡後もなんら影響を受けないことになる。

の間には、確かに差が存在する。しかしながら、遺言者が被指定者を指名した上で、継伝義務者に相続財産の所有権ではなく「用益権」のみを与えるという補充指定が存在しており、かかる例の存在は、用益権者と継伝義務者との類似性を改めて想起させる。項目を改めて検討する。

B. 恩恵的補充指定の内容

恩恵的補充指定 (substitution officieuse; 恩恵的廃除, 恩恵的処分)⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾
 とは、Aの子Bが浪費家である場合に、Bの相続分を義務分も含め全て用益権に減じた上で、その虚有権をBの子Cに与えるというものである。⁽⁵²⁾ ツールーズにおいても、慣習法地域のパリにおいても有効性が認められていたようであり、⁽⁵³⁾ 1804年の民法典制定にも影響が見られる。そ

(50) ここでは、「officieux」を「恩恵的」と訳している。確かに、「officieux」には「非公式な」、「親切心・善意による」の2つの意味が存在する。しかし、「substitution officieuse」を説明する文献においては「好意によって (bona mente)」という表現が用いられることから、本稿では後者の意味を重視して、「恩恵的」という表現を採用する。なお、稲本洋之助 [1968], p. 213 や石綿はる美 [2014-2], p. 578 は、「disposition officieuse」を「親意処分」と訳しており、本稿の訳語と親和的である。

(51) ここで検討する恩恵的補充指定・恩恵的廃除と恩恵的「処分」とは、同じものと考えられる。実際、Lambert [1895], n° 297 は、恩恵的処分・恩恵的廃除が、補充指定の形式でもって行われることを指摘する。また、近時の論文にも、恩恵的「処分」を補充指定と同様のものとして位置づけるものがある (Petitjean [1993], p. 118)。時代は異なるが、共和暦8年の民法典草案に対するパリ控訴裁判所の意見には、恩恵的「処分」と恩恵的「廃除」を同視する表現が見られる (Fenet, tome 5, p. 177)。

(52) Lambert [1895], n° 299, p. 223.

(53) Petitjean [1993], p. 118 は恩恵的処分を慣習法地域の処分として紹介する。なお、成文法地域の文献として、Thévenot d'Essaule [1778]においても、その有効性が指摘されている。逆に、恩恵的処分の有効性を否定する見解として、Furgole [1777], p. 153 が存在する。明示的に恩恵的廃除という表現は用いていないが、「好意による (bona mente) 廃除」は無効とされている。そこでは、子が負担のない財産について相続人指定されていないのであれば、遺言自体が無効になると指摘されている。

ここで、1では、ダゲッソーが関与した事件に基づき、恩恵的補充指定が問題となる事案を示しながら、その性質を検討し、2において、恩恵的補充指定を分析する。

1. 恩恵的補充指定の一事例

ここで検討の素材とするのは、ダゲッソーの手による1691年4月3日付けの「陳情書 (plaidoyer)」⁽⁵⁴⁾である。文書の性格上、以下で紹介する内容がダゲッソー本人の学問的立場と一致するか否かは必ずしも明らかでない。しかし、当時の問題状況を知る上では有益な素材だと思われるし、ダゲッソーの手による恩恵的補充指定（ここでは恩恵的免除）の説明も参照軸として有益であると思われる。

〔事案〕

事案が若干複雑なので、本論のために必要な部分に限り紹介する。

XはYの債権者であって、4500リーヴルの紙幣の返還またはその同額の支払いを請求し、シャトレ裁判所において勝訴判決を得た。そして、Yの財産に対して差押えをかけた。これに対して、Yが上訴し、Yの妻であるZが、自らの子の後見人として参加した。⁽⁵⁵⁾一見すると、Zの参加は不可解であるが、実は、その背景には恩恵的補充指定と思しき処分が存在する。

Zは本件に参加するにあたり、差押えからの解放を求めて次のように述べた。⁽⁵⁶⁾Zによると、Yの母A（Aはその夫と既に死別）は1687年に、その相続財産について証書を作成し、Yの相続分を全て補充指定の対象とした上で、その相続分の用益権のみをYに与えていた。そして、Yの相続分の所有権は、Yの全ての子（証書の作成者Aから見ると孫にあた

(54) D'Aguesseau [1819-1], pp. 357-376 に収録されている。

(55) D'Aguesseau [1819-1], pp. 357-359.

(56) D'Aguesseau [1819-1], pp. 359-360.

る)に与えることにした(「本件処分」とする)。そのため、差押えの対象となっている財産にはYの用益権しか存在しない。よって、Yの財産に対する差押えは効力を有しない。

これに対して、Xは本件処分に対し、Yの義務分に相当する部分を補充指定の負担から解放するように請求し、本件ではその可否が争われた。

[ダゲッソーの議論]

かかる事案に対し、ダゲッソーは国王代訟官長 (procureur-général du roi) としてYに対して否定的な意見を述べ、結果的にYの上訴は棄却された⁽⁵⁷⁾。しかし、ここで重要なのは、ダゲッソーの議論の中身である。恩恵的廃除に関する部分に絞って、その中身を紹介する。

ダゲッソーは本件処分の実質が補充指定ではなく、「恩恵的廃除」であると指摘する。その内容は、本件に即すると、「母が、法律それ自体がなしたであろうことを、法律の仲介なしに行う行為」であると述べる⁽⁵⁸⁾。それでは、「恩恵的廃除」は具体的にどのような行為であろうか。ダゲッソーによると、廃除には厳格な廃除 (exhérédation de rigueur) と恩恵的廃除 (exhérédation officieuse) の2種類が存在する。

第1に、厳格な廃除は、相続に値しない子を父の正義と厳格さでもって相続から除外するものであり、その効果の厳しさ故に、新勅法集成が定める様式に服する⁽⁵⁹⁾。

第2に、恩恵的廃除は、浪費する子Bをもつ父Aが、Bによる相続財産の浪費を心配する場合に、Bの子C (Aの孫) のためにBを相続から廃除し、Bには生活に必要な物資のみを遺す、というものである⁽⁶⁰⁾。具体的には、Bの相続分の全てを、義務分相当分も含めて用益権に減ずる。

(57) D'Aguesseau [1819-1], p. 376.

(58) D'Aguesseau [1819-1], p. 364.

(59) D'Aguesseau [1819-1], pp. 368-369.

(60) D'Aguesseau [1819-1], p. 369.

恩惠的廃除は厳格な廃除とは異なり、「好意によって(bonâ mente)」なされるのであり、父の優しさや愛情でもってなされる。⁽⁶¹⁾つまり、自らの子に相続財産の自由な処分を認めると、かえってその子が身を減ぼすことを考慮して、あえて、相続財産上の権利を減ずるのである。このような恩惠的廃除の性格を、ダゲッソーは、「父は、その子を廃除することによって、その者を相続人としているのであり、逆に、父がその子を相続人に指定するのであれば、その子を廃除することになるであろう。」⁽⁶²⁾という逆説的な表現で説明している。そして、ダゲッソーは恩惠的廃除を正当化するために、⁽⁶³⁾2つのローマ法文を挙げています。

(61) D'Aguesseau [1819-1], p. 369.

(62) D'Aguesseau [1819-1], p. 372. なお、この表現は1804年民法典の制定過程において再び登場する。

(63) D'Aguesseau [1819-1], p. 369. 第1に、D.27.10.16.2である。Ferrière [1771], p. 727はD.27.10.16.1を指示するものの、実際に引用するのは、D.27.10.16.2であり、時代が下ってLambert [1895], n° 297, p. 221も恩惠的処分の有効性を認める根拠として右法文を引用する。Petitjean [1993], p. 118も、右法文を恩惠的処分の起源として掲げている。

D.27.10.16（トリュフォニヌス『討論集第13巻』）は、首項において、成人した精神病者に父が遺言でもって保佐人を与える事例について論じた後、第1節において、浪費者に父が遺言でもって保佐人を与える事例について論じる。第2節では、第1節を踏まえて、浪費者に子が存在する場合を想定して議論を展開する。

「もし、25歳を越えた精神病の子に、父が遺言でもって保佐人を与えようとしたならば、法務官は父の意思に従ってその者を与えるべきである。なぜなら、神帝マルクスの勅令に含まれるように、かように保佐人を与えるのは法務官に属することだから。

1. この結論として、もし、浪費者に父が保佐人を与えようとしたならば、法務官はその意思に従って、彼を保佐人として与えるべきである。しかし、それは常にそうであろうか。或いは、父がそのように遺言に規定しないにしても、法務官が浪費者に財産を扱うのを禁じようとするのが、将来あるとすればどうか。さらに、特にこの浪費者が子を有するならばどうか。

2. しかしながら、父は、自分の孫が相続人たるように指定した上で

とはいえ、恩惠的廃除は子から義務分を奪うという性格を有するため、⁽⁶⁴⁾一定の要件が設けられている。

自らの息子を廃除し、その息子に、生活費の名の下で十分な物の一定量を遺贈して、自らの判断の原因及び必要性を付け加えることによって、自らの孫のために別の方法を規定することができる。或いは、もし、孫が既に解放された息子から生まれたために、その父が自らの父権の下に孫を有しなかったならば、浪費する父〔自らの息子〕から解放されるという条件の下、その孫を相続人に指定することができる。(第3節は省略)』

Tryphoninus libro tertio decimo disputationum.

Si furioso puberi quamquam maiori annorum viginti quinque curatorem pater testamento dederit, eum praetor dare debet secutus patris voluntatem: manet enim ea datio curatoris apud praetorem, ut rescripto divi Marci continentur.

1. His consequens est, ut et si prodigo curatorem dederit pater, voluntatem eius sequi debeat praetor eumque dare curatorem. sed utrum omnimodo, an ita, si futurum esset, ut, nisi pater aliquid testamento cavisset, praetor ei bonis interdicturus esset? et maxime si filios habeat iste prodigus?

2. Potuit tamen pater et alias providere nepotibus suis, si eos iussisset heredes esse et exheredasset filium eique quod sufficeret alimentorum nomine ab eis certum legasset addida causa necessitateque iudicii sui: aut si non habuit in potestate nepotes, quoniam emancipato iam filio nati fuissent, sub condicione eos heredes instituere, ut emanciparentur a patre prodigo.

第2に、D.28.2.18.である。但し、Ferrière [1771], Lambert [1895], Petitjean [1993]のいずれも、恩惠的処分を論じるにあたり、この法文を引用していない。

ウルピアヌス 告示註解第57巻

「恥辱の原因でも、息子達に妨げとなるためでもなく、却ってそれらの者に意を用いて、多くの者が息子を廃除する。例えば、未成熟者らのときがそれであって、それらの者に相続財産を信託遺贈として与えるのである。」(先行訳として、江南義之 [1992], p. 571を参照。)

Ulpianus libro quinquagesimo septimo ad edictum.

Multi non notae causa exheredant filios nec ut eis obsint, sed ut eis consulant, ut puta impuberibus eisque fideicommissam hereditatem dant.

・要件１ 恩惠的廢除においては、子Bを廢除した後、孫（Bの子）を相続人に指定しなければならない。すなわち、直系しか認められないのであって、傍系は認められない。

・要件２ 廢除の原因だけでなく、自らの判断の必然性（nécessité）を明示しなければならない。⁽⁶⁵⁾ しかも、曖昧で一般的な表現では足りない。

以上がダゲッソーによる恩惠的補充指定の説明である。次に、項目を改めて恩惠的補充指定の内容を分析する。

2. 分析

〔傍系の恩惠的補充指定の可能性〕

まず、恩惠的補充指定（恩惠的廢除）の要件を確認する。この処分は、子（相続人）の相続分全体を用益権に減ずるものであり、義務分に相当する部分も用益権が与えられるのみである。したがって、子は相続によって受け取った財産につき処分権を有しない。このように子の権利に重大な制約が加えられるため、恩惠的補充指定をなす本人は、恩惠的補充指定をなす理由を明示しなければならない（上記の要件２）。また、ダゲッソーによると、この処分の受益者は一定の者に限られており、子（用益権者）→孫（虚有権者）という類型のみである（上記の要件１）。これに対して、ダゲッソーは、遺言者の兄弟→その兄弟の子という傍系の恩惠的補充指定は認めていない。

しかし、傍系の恩惠的補充指定も有効とされる余地が存在した。そもそも、恩惠的補充指定の要件について、ダゲッソーはローマ法文との関係性を明示していないが、他の学説を参照すると D.27.10.16.2 からその要件が抽出されていた。例えば、フェリエール⁽⁶⁶⁾は右法文を引用して、①

(64) D'Aguesseau [1819-1], p. 370.

(65) D'Aguesseau [1819-1] の該当箇所特に説明はないが、前掲した D. 27.10.16.2 の影響と思われる。

義務者となる子に対して扶養のために十分な財産を与えること、⁽⁶⁷⁾②孫のために補充指定をなすこと、⁽⁶⁸⁾③動機を明示すること、の3点を恩惠的補充指定の要件としている。⁽⁶⁹⁾そして、後の学説によると、パリのパルマンはこの2番目の要件（ダゲッソーの要件1に相当）の文言を拡張し、傍系の恩惠的補充指定の有効性も認めていたとされている。⁽⁷⁰⁾

〔信託的補充指定との相違点〕

このように、恩惠的補充指定においては一階位限りの補充指定と同様の財産の動きが見られる一方で、一般的な信託的補充指定と恩惠的補充指定との差が問題となる。信託的補充指定の場合、継伝義務者は対象財産の所有権を有し、対象財産を処分することも可能である。しかしながら、信託的補充指定の場合、本人の子の義務分には負担を課することができない。⁽⁷¹⁾したがって、先ほどのダゲッソーが関与した事例を参照すると、問題となる処分が信託的補充指定であれば、債権者による義務分の解放の請求を認める方向に向かう。これに対し、恩惠的廃除であれば、子の義務分も含めて、子の全ての相続分を用益権に減ずることも可能となる。⁽⁷²⁾したがって、債権者による解放の請求は認められない。このように、

(66) Ferrière [1771], p. 728.

(67) この要件は、本稿で採り上げた「陳情書」には挙げられていない。しかし、恩惠的補充指定（廃除）は、そもそも、浪費をする子をもつ父が、その子を廃除すると同時に孫を相続人に指定し、浪費する子には生活に必要な財産のみを与えるというものである（Lambert [1895], n° 297, p. 221）。かかる意味において、この要件は、恩惠的補充指定の重要な要素である。

(68) この要件は、実務上要求されなくなったと指摘されている（Ferrière [1771], p. 728）。

(69) Lambert [1895], n° 303, p. 224 も、この3つの要件を挙げる。

(70) Lambert [1895], n° 302, p. 224. さらに、Petitjean [1993], p. 118 も、傍系の恩惠的補充指定の有効性が認められていたことを指摘する。

(71) 既述の通り、義務分はいかなる負担も課することができないため、信託的補充指定の目的とすることができない（足立公志朗 [2014-3], p. 506）。

(72) したがって、恩惠的補充指定は、義務分には負担を課してはならない

恩惠的補充指定を用いると、全遺産につき子の処分権能が奪われる。用益権を用いた恩惠的補充指定の方が、父による保護手段として強力なのである。

このように、恩惠的補充指定は最初の受益者の権能を制約するものであった。だからこそ、通常の信託的補充指定との異同が問題となったわけであるが、次に検討する残存物信託遺贈は、逆に継伝義務者の権能を拡大するものである。

第 3 節 残存物信託遺贈⁽⁷³⁾

残存物信託遺贈 (*fidéicommiss de residuo ou de eo quod supererit*) とは、継伝義務者が、対象財産の内、その死亡時に残存する財産のみを返戻するよう義務づけられた信託遺贈である。その名称からも、フランス民法典制定後の残存物遺贈 (*legs de residuo*) に結びつくことが予想される。以下では、1 において、残存物信託遺贈の18世紀における用例と使用目的を検討し、継伝義務者による処分の自由という特徴について指摘する。しかし、実際には、対象財産の全てを自由に処分することができるわけではない。2 では、継伝義務者が処分することのできる財産の量やその態様について分析する。

1. 用例とその目的

〔事例〕

まず、18世紀における残存物信託遺贈の例を3つ挙げる⁽⁷⁴⁾。ここで示す例は、全てトゥールーズ近郊またはラングドックに住む平民によってなされたものである。

という原則の例外である (Lambert [1895], n° 299, p. 223)。

(73) 全般的な説明としては、Augustin [1980], pp. 145 et s. et p. 377 を参照。

(74) ここで示す例は、Augustin [1980], p. 378 に依拠する。

1つめは、年月は明らかでないものの、遺言者たる夫が妻を相続人（継伝義務者）に指定するものであり、「次の負担の下で、私の妻を相続人に指定する。私の妻の死亡時において、もし消費する必要がないのであれば、その残存する物を〔我が従兄弟達に〕返戻するように。」と指示されている。

2つめは、1738年8月23日付の遺言であり、ここでもやはり妻が相続人（継伝義務者）に指定されている。死亡時に存在する親族の内のある者に、その財産を返戻するよう定められているが、具体的には、「右相続人、すなわち、妻の指名する相続人によって、その相続財産が、右相続人がそれを見いだす状態において受け取られるように。」とされている。

3つめは、1760年9月18日付の遺言であり、ここでは遺言者の姪が相続人（継伝義務者）に指定されている。その上で、「しかしながら、私の姪が私の相続財産を受け入れる場合、私は姪に対し、その死亡時に存在する右相続財産をそのまま全て、同じ死亡時に、その姪の子らに返戻するよう望む。但し、この信託遺贈は、我が相続財産の全部または一部を売却し、譲渡し、抵当権設定する自由、及び、先の子らとその母の死亡時において、右相続財産の残存する物を取ることをのみを考慮した上で、私の姪がしかるべき時の判断通り、個人的にそのようなことをなし、処分する自由を、妨げず、奪わず、取り上げない。」とされている。

〔目的〕

次に、残存物信託遺贈の使用目的である。上記の少数の事案からも推察できる通り、残存物信託遺贈は夫婦間で使用する⁽⁷⁵⁾ことが多かった。とりわけ、夫が妻を継伝義務者に、子を被指定者にする場合が典型例である。このとき、継伝義務者に財産処分の自由を与えることによって、子

(75) 後述する、1732年8月1日、トゥールーズのパルルマンの判決も、妻を継伝義務者とする残存物信託遺贈の事案である。

に対する継伝義務者の権威を守ることが指摘される。⁽⁷⁶⁾妻（子から見ると母）に財産処分の自由を与えれば、子が母の権威に背いたときに、母はその財産を第三者に処分することによって、子に対するある種の制裁を加えることができるのである。

しかし、妻（母）の権威を高めることが目的なのであれば、妻を単純な相続人に指定すれば足りると思われるが、ここに残存物信託遺贈のもう一つの狙いがある。もし、信託遺贈を用いなければ、妻が生前に処分しなかった財産は、子に承継される。しかし、妻は再婚する可能性がある。再婚して再婚後の夫との間に子が生まれたならば、元の夫が有していた財産が、再婚後の夫の家系に流れる可能性がある。信託遺贈には、この可能性を封じる機能がある。つまり、妻が生前に処分しなかった財産は、信託遺贈によって遺言者が望む者に承継されるのである。⁽⁷⁷⁾

このように、残存物信託遺贈を用いることによって、生存配偶者の権威を維持し、かつ、財産の流出を防ぐという、緊張関係にある２つの目的を同時に果たすことができる。とはいえ、残存物信託遺贈の継伝義務者は、対象財産を自由に処分する権能が与えられているものの、実際には、継伝義務者はその相続財産全体を処分することができなかつた。しかも、処分が可能な部分についても、処分態様に制約が課されていた。次に検討するのは、この２点の制約である。

2. 処分可能な財産の量とその態様

残存物信託遺贈では、継伝義務者に対象財産の処分が認められている。しかし、継伝義務者の無償処分を無制限に認めてしまうと、財産の流出阻止という目的が達成できない。そこで以下では、継伝義務者の処分権に課された制約について検討する。aでは、継伝義務者によって処分が

(76) Augustin [1980], p. 379.

(77) Augustin [1980], p. 147. 同所では、妻に対して再婚をしないことを負担として課する条項が存在したことも指摘される。

認められた対象財産の「量」に関する制約を検討する。しかし、処分が認められた部分についても、完全な処分の自由が認められたわけではない。bでは、処分可能とされる部分の処分態様について検討する。

a. 量

まず、簡単に結論を述べると、新勅法集成第108号が適用されることにより、被指定者に対象財産の四半分を遺すべきであり、継伝義務者が処分できるのは4分の3までとされていた⁽⁷⁸⁾。そこで、以下では新勅法集成第108号の該当部分⁽⁷⁹⁾を検討する。

⁽⁸⁰⁾
〔事案の概要〕

父Aは、その遺言の中で、子たち（BCを含む）を相続人に指定し、さらに、先に死亡した子に対して生存する子を補充指定した。そして、次のような条項を付け加えた。

相続人たちの内のある者が、子なくして死亡したならば、全ての財産（その相続人に法律上与えられるものを除く）、その他、その死亡時に彼の下にあるものは、他の子たちの内の生存している者、または、生存している者の子に返戻されるように。

(78) 例えば、テヴノ・デソールは、義務者が被指定者に対して、ファルキディアの四半分を遺さなければならず、義務者は、4分の3について有償名義で処分する自由を有することを明示する（Thévenot d'Essaule [1778], n° 425, p. 138）。

(79) この勅令は、ユースティニアヌス帝が541年に発したものである。本稿では、既に指摘した経緯から（足立公志朗 [2014-1], p. 727, note 106）そのフランス語訳（Bérenger fils [1810], pp. 97-100）に依拠している。

(80) Bérenger fils [1810], p. 97.

残された相続人は、子を有するBと子を有しないCであった。この状況において、BがCに対して、Cが財産を損ねてしまうことを理由に財産の使用を禁じた。これに対してCは、遺言に「その死亡時に彼の下にある物を返戻するように」とあるので、その財産を使用してよいはずだと反論した。

〔勅法の内容〕

本勅法は、D.36.1.56⁽⁸¹⁾を引用した上で、次のように述べる（同号第1章⁽⁸²⁾）。

(81) 訳は次の通りである。

パピニアース 問答集第19巻

「ティティウスは、マエウィウスへ相続財産中に残っている物を返戻するように依頼された。その間に譲渡され、または減じられた物は、そのような行為が信託遺贈を無効にするためになされたと証明されない限り、請求され得ないであろう。なぜなら、信託遺贈（fideicommissum）という語に信義誠実（bona fides）が含まれることは明らかだからである。ところで、神帝マルクスは、信託遺贈された相続財産について審理した際、「余の相続財産に残存する物はなんであれ、余は返戻を望む」という言葉に、よき人の判断が属すると考えた。なぜなら、相続財産からなされた主張される出捐は、単に信託遺贈を減ずることに向けられるだけでなく、相続人が有する財産との割合に応じて分配されるべきであると、マルクス帝は判断したから。…」

Papinianus libro nono decimo quaestionum

Titius rogatus est, quod ex hereditate superfuisset, Maevio restituere. quod medio tempore alienatum vel deminutum est, ita quandoque peti non poterit, si non intervertendi fideicommissi gratia tale aliquid factum probetur: verbis enim fideicommissi bonam fidem inesse constat. divus autem Marcus cum de fideicommissaria hereditate cognosceret, his verbis: 'quidquid ex hereditate mea superfuerit, rogo restituas' et viri boni arbitrium inesse credidit: iudicavit enim erogationes, quae ex hereditate factae dicebantur, non ad solam fideicommissi deminutionem pertinere, sed pro rata patrimonii, quod heres proprium habuit, distribui oportere...

「したがって、朕は、もし、遺言者が一般に信託遺贈の返戻を命じるならば、朕が類似の事例において既に決定したことが遵守されるべきである、と立法をなすのが時宜を得ていると判断する。しかし、その信託遺贈が、朕に今示されているものに類似しており、遺言者が、義務者死亡時に存在する物のみを返戻に服させたのであれば、当初の諸法律に規定されているところに従う。したがって、もし、遺言者の処分がかようなものであり、または、ここで示されたことに類似することと近いならば、朕は、信託遺贈の返戻義務を負う者が、相続人指定のファルキディア相当額〔相続財産の四半分—引用者注〕まででなければ、被指定者のために保存を課せられないこと、そして、義務者がそのファルキディアの部分を含く減ずることができないことを定める。或いは、朕は、相続人指定の4分の3を義務者たる相続人に遺し、相続財産の四半分を理由としなければ被指定者に保存されないことを命じる。」

このように、返戻の義務を負う者に処分が認められているのは、受け取った財産の4分の3までである。

〔制限を超えた場合〕

それでは、残存物信託遺贈における継伝義務者が、4分の3の制限を超えて対象財産を処分してしまった場合、どのような処理がなされるのか。この場合、被指定者は、義務者の個人財産から賠償を受け、義務者が無資力の場合はその財産の取得者に対して取戻を求めることになる。⁽⁸³⁾これは新勅法集成第108号の第2章が示す解決である。該当箇所を示

(82) Bérenger fils [1810], p. 98.

(83) Petitjean [1975], p. 346 を参照。但し、特に典拠は挙げていない。また、Augustin [1980], p. 379 は同所を引用するが、こちらも特に典拠を挙げていない。

(84)
す。

「もし、継伝義務者が補充指定財産の四半分に手を付け、他にその四半分を補充する資産を有しないのであれば、朕は、被指定者が取戻によって信託遺贈を完全なものにし得るように、被指定者に対して、取得者、または、その財産を受領した者に対する対物訴権（*action in rem*）をこの法律の權威によって与える。」

〔例外〕

しかし、継伝義務者が例外的にこの四半分を処分しうることがあった。その事由として、新勅法集成第108号の第1章は、既に引用した部分に続けて、嫁資の設定、婚姻のための贈与、身代金の支払い、信仰に関する出捐を挙げる。⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁷⁾但し、この事由もそのまま受け継がれているわけでは

(84) Bérenger fils [1810], p. 99.

(85) 貴族の場合であるが、不定期の援税を求めうる場合として、「領主が自身騎士と成るとき、または、彼の息を騎士とするとき、彼の息女または姉妹を婚姻せしめるとき、彼が十字軍のため出発するとき、彼が囚虜と成って身代金を支払わねばならないとき、彼が自身の土地を買い戻さねばならないとき」が挙げられている（マルタン [1986], n° 107, p. 221. 下線は筆者による）。このように、本文で挙げた身代金を支払うべき事態は、それほど例外的な事態ではなさそうである。

(86) 該当箇所訳は次の通りである（Bérenger fils [1810], p. 99）。

「もし、義務者たる相続人が保存すべき四半分に手を付けることになるのであれば、義務者がそれをなす理由を探求する必要がある。そして、もし、他の資産がない状態で、嫁資を設定したり、婚姻を原因とする贈与をなそうとしたりするのであれば、義務者のその行為は認められるであろう。なぜなら、朕の既存の法は、義務者が、信託遺贈をかくして減ずるのを全く禁止していないからである。同様に、捕虜の解放金としてであれば、或いは、朕には最も尊いことだと思われるため、信仰を理由としてであれば、被指定者に留保される四半分を減ずることも認められる。」

(87) 但し、過去の議論ではあるが、13世紀頃の法学者の間では、かかる事情が認められる場合においても、義務者が死者の財産について散財したの

なく、被指定者に留保された四半分を処分する事由として不適切だと考えられるようになったものも存在する。⁽⁸⁸⁾ いずれにせよ、残存物信託遺贈の継伝義務者は、被指定者に留保される四半分を自由に処分することができないのである。

b. 3/4の処分方法

新勅法集成第108号によると、残存物信託遺贈の継伝義務者は対象財産の4分の3を自由に処分できるとされているものの⁽⁸⁹⁾、いかなる処分も可能であると考えられていたわけではない。まず、前提として、既に採り上げた学説彙纂の法文(D.36.1.56(54))には、次のような表現が見られる。

「その間に譲渡され減じられた物は、そのような行為が信託遺贈を無効にするためになされたと証明されない限り、請求され得ないであろう。なぜなら、信託遺贈(fideicommissum)という語に信義誠

であれば、最後の四半分の処分を認めるべきではないという議論も存在した。Petitjean [1975], p. 341 は、チヌス(Cinus de Pistoia)やヤコブス・デー・ラヴァニス(Jacobus de Ravanis (J. de Révigny))の見解を挙げながら、その詳細を説明している。

(88) 例えば、身代金については否定的な見解もあった(Thévenot d'Essaule [1778], n° 428, p. 139)。

(89) 新勅法集成第108号の第1章には、「朕は、義務者たる相続人が、(パピニアヌスが指摘するように)信託遺贈の目的を覆す目的で、相続人指定の四半分さえも減ずるために、贈与をなすことを認めない。むしろ、義務者が被指定者のために信託遺贈のその部分を保存すること、その余の部分は義務者の所有物として留まること、その部分については義務者が真の主人の如くその意のままに自由に使用することを定める。」(Bérenger fils [1810], pp. 98-99)との指摘が見られ、残存物信託遺贈の継伝義務者による贈与を禁じる趣旨に読めるが、「被指定者に留保される四半分を減ずる」贈与が問題とされており、処分可能な部分の処分態様を制約する趣旨ではないと思われる。

実（bona fides）が含まれることは明らかなからである。」

これを逆に読めば、信託遺贈を妨害するために譲渡された場合は、被指定者によって取り戻される可能性が生じる。実際、この法文を受けて、継伝義務者の処分権能につき学説の議論が展開される。以下ではその一部を検討する。

〔テヴノ・デソールの議論〕

まず、テヴノ・デソールは、残存物信託遺贈の継伝義務者の処分権能が無制限でないことを確認する。そうでないと、信託遺贈が無駄になってしまうからである。⁽⁹⁰⁾ それでは、継伝義務者にはどのような制約が課されるのか。テヴノ・デソールは、対象財産の贈与が認められず、また、有償名義の処分であっても「現実の必要のために、善意で、フロードなしに」なされたものしか認められないと指摘し、それが信託遺贈をなした本人の意図とみなされると述べた上で、D.36.1.56(54) の上記引用部分を引用する。⁽⁹¹⁾

〔関連する判決〕

この点で関連する判決が存在する。⁽⁹²⁾ 1732年8月1日、トゥールーズのバルマンの判決である。⁽⁹³⁾ 事案は次の通りである。夫Aが妻Bを相続人に指定して、相続財産をその意のままに処分することができるようにした上で、B死亡時に、相続財産をB死亡時の状態でCら（Aの兄弟）に返戻するよう定めた。ところが、CらはBの相続人に対し、Bが生前に処分した相続財産の一部を返還するように求めた。かかる事案に対し、

(90) Thévenot d'Essaule [1778], n° 422, p. 137.

(91) Thévenot d'Essaule [1778], n° 423, p. 137.

(92) Augustin [1980], p. 379 の指摘による。

(93) Serres [1778], p. 272 の引用に依拠する。

本判決は、Bの相続人に対して、Cが求める部分をCに返還するよう命じた。その理由として、残存物信託遺贈が用いられた場合においても、継伝義務者は必要な限り対象財産を減ずる権利を有しないこと、他方で、継伝義務者の負担からはせいぜい目録調製の負担が免じられる程度であることが挙げられている。

この判決によると、残存物信託遺贈における継伝義務者は、対象財産の処分可能な部分であっても、それを自由に処分することができず、あくまでもその処分の必要性が要求される。テヴノ・デソールはこの判決を引用していないが、継伝義務者が処分可能な部分につき、トゥールーズのパルルマンも完全な処分の自由を認めていないことがわかる。

〔ポティエの議論〕

新勅法集成第108号に従わないことを表明しているポティエにおいて⁽⁹⁴⁾も、同様の説明が見られるが、トゥールーズのパルルマンほど残存物信託遺贈の継伝義務者の権能を絞らない。ポティエも、主に D.36.1.56 (54) に依拠して議論を展開する。まず、継伝義務者によって処分された財産が信託遺贈の目的から外れるためには、その処分が善意でなされたものであり、フロードがなければ足りると指摘する。その理由として、ポティエは、残存物信託遺贈をなす本人の意思から認められる目的を採り上げ、その目的が、継伝義務者に必要があるならばその財産の処分を認めることにあり、浪費したり被指定者以外の者に財産を与えたりすることを認めるためではないと指摘する。⁽⁹⁵⁾

以上の議論からポティエはいくつかの例を挙げる。⁽⁹⁶⁾第1に、義務者が

(94) ポティエは、新勅法集成第108号を紹介しつつも、「ローマ法が書かれた理性としての権威しか有しない地方において、この全く恣意的な決定は従うべきでないと思う」と述べる (Pothier [1821], p. 404)。

(95) Pothier [1821], p. 402.

(96) Pothier [1821], pp. 403-404 に依拠する。

「相当な贈与 (donations considérables)」をなした場合、その贈与が自身の必要のためであったとしても、被指定者に対するフロードとなる以上、その贈与は認められない⁽⁹⁷⁾。第２に、対象財産が売却され、その代価の用途が不明である場合であっても、それが義務者の必要のために使われたことがわずかでも推定されるのであれば、その売買は有効であり、被指定者への返戻の対象とはならない（継伝義務者がそれ以外の給付を求められることもない）。第３に、義務者自身の必要があるとはいえ、自身の固有財産に手を付けず、残存物信託遺贈の対象財産のみを処分したのであれば、被指定者は義務者の固有財産からの補償を求めることが可能である⁽⁹⁸⁾。第４として、対象財産の売却後、固有財産が取得されたり改良されたりした場合、対象財産の代価がそれに用いられたと推定され、その代位物 (remplacement) が被指定者に与えられる。第５として、義務者が自身の必要のために自身の負債について固有財産を担保提供する場合、対象財産も担保提供することができる。

ところで、ポティエは、継伝義務者が残存物信託遺贈の対象財産を遺言によって処分する場合についても検討している⁽⁹⁹⁾。しかし、これは前述した議論とは異なり、残存物信託遺贈をなす際の文言に引きつけた議論である。ポティエは、「相続人〔継伝義務者〕が処分しなかった物の全て」という文言と「財産中残存する物」という文言とで区別する。前者の場合、「処分する (disposer)」という単語には生前処分のみならず遺言処分も含まれるため、継伝義務者が対象財産を遺言処分したならば、

(97) 実際にかような贈与がなされた場合には、受贈者に対して取戻の請求をなすこととなる (Pothier [1821], p. 403)。

(98) ここでポティエは、前掲した D.36.1.56(54) の内、次の部分を引用する。

「なぜなら、相続財産からなされたと主張される出捐は、単に信託遺贈を減ずることに向けられるだけでなく、相続人が有する財産との割合に応じて分配されるべきであると、マルクス帝は判断したから。」

(99) Pothier [1821], pp. 406-407.

その財産は信託遺贈の目的から外れることになる。これに対して後者（「財産中残存する物」）の場合、遺言処分は義務者の死亡時に発効するため、対象財産は義務者死亡時に義務者の下に現物で存在している。したがって、継伝義務者は、被指定者を害して、対象財産に含まれるいかなる財産も遺言によって処分することができない。つまり、その財産は信託遺贈の目的となり、継伝義務者死亡時に被指定者に与えられる。「相続人が生前に処分しなかった物の全て」という文言を用いた場合も、後者と同様の処理に服する。

このように、ポティエは、継伝義務者による有償処分を広く認めているが、無制限というわけではなく、自身の必要のための処分であることが求められる。さらに、自身の必要のための処分であったとしても、対象財産のみを用いてよいわけではなく、継伝義務者の固有財産からも負担を求めており、他方で、対象財産の処分によって得られた代位物が被指定者に与えられることもある。これに対して、無償処分に対する制約はより厳しく、「相当な贈与」は自身の必要のためであっても認められない。また、遺言の文言の問題ではあるが、「残存する物」が返戻の対象として指定されたならば、継伝義務者は対象財産を遺言によって処分することもできない。⁽¹⁰⁰⁾

(100) 1804年の民法典制定後に判例上有効性が認められた残存物遺贈 (*legs de residuo*) を検討するにあたって、ポティエの見解は示唆的である。民法典制定後の残存物遺贈においては、継伝義務者に対象財産の処分権が認められており、それ故に信託的補充指定の禁止原則には抵触しないと考えられている。しかし、残存物遺贈の継伝義務者には原則として対象財産の遺言処分が認められていない（足立公志朗 [2009-1], p. 497）。この点は2006年改正にも受け継がれており、継伝義務者は対象財産の遺言処分ができず（1059条1項）、更には贈与も禁止されうる（同条2項；足立公志朗 [2009-1], p. 499）。ポティエも、残存物信託遺贈の継伝義務者による贈与や遺言処分に制約を課しているため、両者の関連性が問われる。但し、この点は今後の課題である。

〔まとめ〕

まず、aでは、残存物信託遺贈の目的として、生存配偶者に相続財産の処分を認めることにより、生存配偶者の権威を維持すること、そして、生存配偶者死亡時に残存する財産を遺言者の望む者に与えることにより、財産の流出を防ぐことの2点を挙げた。そして、両者は緊張関係にあることも指摘した。bで検討したことは、その緊張関係を調整する策の1つであり、継伝義務者が処分しうる財産の量と処分の態様に一定の制約が設けられていることを指摘した。つまり、残存物信託遺贈をなす本人の意図を前にして、継伝義務者が有する処分の自由は一定の制約を受けるのである。⁽¹⁰¹⁾

第2章のまとめ

本章で登場した補充指定の整理をする。

まず、最も単純な形態が、「返戻負担付相続人指定」であり、これは被指定者1階位のみ単純な信託的補充指定である。子または兄弟を継伝義務者にした上で、継伝義務者の子を被指定者とするように、1804年の民法典における「許容される補充指定」のような例も見られたが、むしろ、生存配偶者を継伝義務者にして、自身の子や甥を被指定者とする例が一般的であった。その目的は、継伝義務者の生活を保障すると共に、生存配偶者の処分権を制約して被指定者への遺産承継を確保することで、その財産が自身の一族から流出するのを阻止することであった（第1節）。

一階位限りの補充指定において継伝義務者が対象財産を処分した場合、補充指定の開始によりその財産も返戻されるが、処分された財産が返戻されないように定めることもできる。それが「残存物信託遺贈」であり、民法典制定後の残存物遺贈につながる。残存物信託遺贈の場合、継伝義

(101) これについて、残存物信託遺贈においては、継伝義務者の個人の利益が家族の利益を害さないようになっているとの指摘も見られる（Augustin [1980], p. 380）。

務者（多くは配偶者）には対象財産の処分権が一定程度認められていたため、継伝義務者の権威を確保するのに役立った（第3節）。

逆に、継伝義務者の義務分を含む全ての相続財産を処分不能にするものもあった。これが「恩恵的補充指定」であって、一般の信託的補充指定とは異なる。なぜなら、義務分には一切の負担がかかってはならない以上、義務分に継伝負担を課しえないのが原則であるが、恩恵的補充指定はその義務分をも用益権に減ずるからである。恩恵的補充指定の典型は、子を継伝義務者に、継伝義務者の子を被指定者にするものであり、浪費をする子の処分権を奪うことによって、子の生活を保障すると共に、被指定者への財産の承継を確保することが目指された（第2節B）。

以上とは次元の異なる類型として「相互的補充指定」と「簡略的補充指定」が挙げられる。「相互的補充指定」とは、複数の相続人を指定した上で、遺言者死亡時における各相続人の不存在に備えて、または、各相続人の死亡時に備えて、各相続人を互いのための被指定者に指定する類型である。これは、受益者の指定に関する特殊な類型である。これに対して、「簡略的補充指定」は、あえて簡略な文言を用いることによって、普通補充指定・未成熟者のための補充指定・準未成熟者補充指定・信託的補充指定のいずれかの効果を実現しようとするものである。いずれにせよ、一定の財産の流出阻止がその目的であった。

さて、これまでに検討してきた信託的補充指定はフランス革命期に全面的に禁止される。しかし、民法典が制定される際、一階位限りの補充指定が部分的に復活する。次章ではその様子を検討する。

本号掲載分の主な引用文献

- ローマ法大全（Corpus Iuris Civilis）は、次のモムゼン版に従う。
Corpus Iuris Civilis, editio stereotypa quinta,
-tome 1, P. Krüger (ed.), *Institutiones*; T. Mommsen (ed.), *Digesta*, Berolini, 1889;
-tome 2, P. Krüger (ed.), *Codex Iustinianus*, Berolini, 1892;

-tome 3, R. Schoell (ed.), *Novellae*, Berolini, 1895.

- * 足立公志朗 [2009-1, 2]: 足立公志朗「フランスにおける信託的な贈与・遺贈の現代的展開（1），（2・完）—「段階的継伝負担付恵与」・「残存物継伝負担付恵与」と相続法上の公序—」民商法雑誌139巻4・5号466頁以下，同6号607頁以下（2009年）
- * 足立公志朗 [2014-1～3]: 足立公志朗「フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）～（3）」神戸学院法学43巻3号669頁以下，同44巻1号95頁以下，同2号441頁以下（2014年）
- * D'Aguesseau [1819-1]: *Œuvres complètes du Chancelier D'Aguesseau, nouvelle édition, augmentée de pièces échappées aux premiers éditeurs, et d'un discours préliminaire par M. Pardessus*, tome 1, Paris, 1819.
- * Arabeyre et al. [2007]: *Dictionnaire historique des juristes français XIIIe-XXe siècle*, sous la direction de Patrick Arabeyre, Jean-Louis Halpérin et Jacques Krynen, PUF, 2007.
- * 有地亨 [1966]: 有地亨『家族制度研究序説』（法律文化社，1966年）
- * Augustin [1980]: J.-M. Augustin, *famille et société, Les substitutions fidéicommissaires à Toulouse et en Haut-Languedoc au XVIIIe siècle*, Préface de J. Hilaire, PUF, 1980.
- * Bérenger fils [1810], *Corps de droit civil romain en latin et en français, tome 14, Les nouvelles de l'empereur justinien*, traduites en français par Alphonse Bérenger fils, tome 2, suivies des nouvelles constitutions de l'empereur Léon Auguste, 1810, réimpression de l'édition de Metz 1810-1811, Scientia Verlag Aalen, 1979.
- * 江南義之 [1992]: 江南義之訳『「学説彙纂」の日本語への翻訳（1）』（信山社，1992年）
- * Ferrière [1771]: C. J. de Ferrière, *Dictionnaire de droit et de pratique, contenant l'explication des termes de Droit, d'Ordonnances, de Coutume et de Pratique, avec les juridictions de France*, nouvelle éd., tome 2, Paris, 1771.
- * Furgole [1777]: J.-B. Furgole, *Traité des testaments, codicilles, donation à cause de mort, et autres dispositions de dernière volonté*, tome 3, Paris, 1777.
- * 稲本洋之助 [1968]: 『近代相続法の研究—フランスにおけるその歴史的展開—』（岩波書店，1968年）
- * 石綿はる美 [2004-1～7]: 「遺言における受遺者の処分権の制限—相続の秩序と物権の理念（1）～（7・完）」法学協会雑誌131巻2号277頁以下，同3号553頁以下，同4号833頁以下，同5号937頁以下，同7号1362頁以下，同8号1475頁以下，同9号1685頁以下（2014年）

- * Lambert [1895]: É. Lambert, *De l'exhérédation et des legs faits au profits d'héritiers présomptifs*, Paris, 1895.
- * マルタン [1986]: Fr. オリヴェー-マルタン (埴浩訳)『フランス法制史概説』(創文社, 1986年)
- * Petitjean [1975]: M. Petitjean, *Essai sur l'histoire des substitutions, du IXe au XVe siècle dans la pratique et la doctrine spécialement en France méridionale*, Centre de Recherches Historiques, 1975.
- * Petitjean [1993]: M. Petitjean, «L'acte à cause de mort dans la France coutumière du Moyen Âge à l'époque moderne», *Actes à cause de mort. Acts of last will*, II, De Boeck Université, Bruxelles, 1993 (Recueils de la Société Jean Bodin pour l'histoire comparative des institutions, 60), pp. 85-127.
- * Pothier [1821]: *Œuvres complètes de Pothier, nouvelle édition*, tome 20, Paris, 1821.
- * Ricard [1713]: J. M. Ricard, *Traité des donations entre-vifs et testamentaires*, Paris, 1713.
- * Serres [1778]: C. Serres, *Les institutions du droit françois, suivant l'ordre de celles de Justinien*, 3^e éd., Paris, 1778.
- * Thévenot d'Essaule [1778]: Thévenot d'Essaule de Savigny, *Traité des substitutions fidéicommissaires contenant toutes les connaissances essentielles selon le droit romain et le droit françois, avec des notes sur l'ordonnance de 1747*, Paris, 1778.
- * Thévenot d'Essaule [1888]: Thévenot d'Essaule de Savigny, *Traité des substitutions fidéicommissaires contenant toutes les connaissances essentielles selon le droit romain et le droit françois, avec des notes sur l'ordonnance de 1747, Contenant aussi, en notes, les articles du Code Civil du Bas-Canada, sur les matières, et un résumé des décisions des tribunaux de la Province, sur le sujet, préparé par M. Mathieu*, Montréal, A. Periard, Libraire-Éditeur, 1888.

以下の文献は、筆頭の語に巻号を付して引用する。

- * Fenet : P.-A. Fenet, *Recueil complet des travaux préparatoires du Code Civil*, réimpression de l'édition 1827, Otto Zeller Osnabrück, 1968.
- * Isambert: Isambert, Decrusy, Taillandier, *Recueil générale des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 jusau'à la révolution de 1789*, 29 vol., Paris, 1822-1833.

* 本稿の一部は、科学研究費補助金（研究活動スタート支援—課題番号

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（４）

22830017) の助成によるものである。

(未完)